

合併 20 周年記念事業 令和7年度 川根本町電子クーポン参加事業者 募集要領

【町内事業者の皆様へ】応募の申請をいただく前に、必ずご一読ください。

1. 事業について

(1) 事業概要	エネルギー価格上昇や原材料高騰による影響を受けている町内の対象事業者（以下、対象店舗という。）を支援するため、町 LINE 公式アカウントの友だち登録者に対し、事前エントリー（参加申込）をした対象店舗で利用できる値引きクーポンを配信することで、来店機会の創出と消費喚起につなげます。
(2) 事業内容	① 参加店舗を募集し、参加申込をした対象店舗において利用できる値引きクーポン（使用期間3週間）を町 LINE 公式アカウントの友だち登録者（以下、利用者という。）に配信します。 ② 利用者は、クーポンの使用期間中に対象店舗で商品購入やサービス提供を受けます。 ③ 対象店舗は、利用者からクーポンの利用があった場合に商品代金等からクーポン額を値引きした金額で会計をしていただきます。なお、当該値引き額については、クーポン使用期間終了後に、申請に基づきその全額を町から補助金としてお支払いします。
(3) 実施期間	【参加申込】 9月25日（木）から10月17日（金）17 時まで（厳守） 【クーポン配信】 12月3日（水）から12月23日（火）まで（21日間） 【補助金申請】 クーポン期間終了後の集計結果通知日から 14 日以内 【補助金交付】 補助金申請受理からおおむね 14 営業日以内

2. クーポンについて

(4) クーポン配信 期間	・12月3日（水）から12月23日（火）まで…クーポン 1,500 万円上限 ・クーポンの配信は初日(12/3)の午前 10 時です。 ・予算がなくなり次第、期間中でも終了することがあります。
(5) クーポン種類	(A) 事業所一般 ① 税込3,000 円以上会計で 900 円値引き ② 税込2,000 円以上会計で 600 円値引き ③ 税込1,000 円以上会計で 300 円値引き (B) 日帰り温泉施設 税込 300 円以上会計で 300 円値引き ・自社の営業内容（客単価）などを考慮した上で、いずれかの値引額を参加申請時にお選びください。 ・選べるのは事業所ごとにいずれか 1 種類ですが、日帰り温泉施設については(B)の併用が可能です。

3. 参加店舗について

(6) 参加店舗の条件	本事業には、以下のいずれの要件も満たしている方が、参加申込を行うことができます。 ① 町内に事業所を有している中小企業者等、個人事業主。 ② 町内で現に営業しており、今後も継続して営業する意思がある。 ③ クーポンの使用を対面で確認できる。 ④ クーポンの掲載期間中に営業を行い値引対応ができる。 ⑤ 本事業の積極的な周知(店内へのポスター掲示等)に協力できる。
(7) 対象外となる営業	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条に規定する風俗営業等

4. 対象商品について

(8) 補助対象になる値引商品	値引対象は、クーポン利用者と店舗スタッフが対面上でお互いにクーポンの使用が確認できる商品・サービスとします。
(9) 補助対象ではない商品	以下のものは対象になりませんので、十分にご確認ください。 ① 納税・公的手数料など国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い ② 株式・先物・宝くじなどの金融商品、土地・家屋等の不動産に関する支払い ③ 商品券・ビール券・図書券・切手・プリペイドカード等の換金性の高いものの販売 ④ 町指定ごみ袋は、ごみ処理手数料に相当する物であるため、今回から使用できません。 ⑤ たばこの販売 ⑥ オンライン販売など、対面での値引ができない販売およびサービスの提供 ⑦ クーポン期間外の商品やサービス提供に対する支払い(つけ払い、かけ払い、先払い) ⑧ 業者間での取引(B to B: 事業経費)

5. 値引きについて

(10) 値引き方法	① 店舗でお客様に QR コードを読み込んでいただきクーポンを取得してもらいます。 ② 会計時に電子クーポンが「使用済」になったことを確認したあと、お会計から値引額をレジにて差し引いてご対応ください。 ※電子クーポンとレジは連動しません。レジでの値引対応を忘れずに行っていただくようお願いいたします。
(11) 他の値引きとの併用	店舗で電子クーポンとは別の値引やセールを行っている場合、電子クーポンとの併用は可能です。ただし、各店舗の値引適用後の合計金額を電子クーポンの対象としてください。
(12) 値引き後の決済方法	お客様が電子クーポンを利用された際でも、支払方法についてとくに指定はありません。お会計については店舗で可能な決済方法にてご対応いただくことが可能です。(現金、クレジットカード、商品券、決済等)
(13) クーポン使用にかかる注意事項	① 参加にあたって店舗で新たな機器等の導入は不要です。 ② 一人が複数のスマートフォンをお持ちの場合でも使用回数は1回のみです。 ③ 割り勘での利用を認めるため、来店人数分の値引が可能になります。合計額により最大で人数分適用できます。一人当たりの会計金額が条件額を超えているかご注意ください。

6. 参加申し込みについて

(14) 参加申込方法	申込書または電子申請フォームQRコードで申込願います。 できる限り、便利な電子申請での申請をお願いします。 紙での申込みの場合は、土日祝日を除く開館時間に、川根本町商工会本所（高郷）または商工会支所（千頭駅前）までご提出ください。（郵送不可） 【提出書類】川根本町電子クーポン補助金事業参加申込書
(15) 参加事業者募集期間	令和7年9月25日（木）から10月17日（金）17時まで（期間厳守）
(16) 参加申込における諸注意事項	① 一度選んだクーポンの金額は途中で変更できません。 ② 値引対象とならない商品・サービスについて十分に確認してください。 ③ クーポンの使用枚数は、町の集計結果で判断します。 使用枚数に誤差が生じた場合は、売上明細等の書類の提出を求めます。
(17) 店舗の画像データ	電子クーポン送付いただいた画像データは、各店舗の電子クーポン配信時に、クーポン内容とともに掲載します。お店の魅力が伝わる一枚をご送付ください。 分からない、難しい場合は商工会へ依頼してください。 前回参加店舗で、前回画像と同じ場合は提出不要です。
(18) 申込後の連絡について	① 申込後は主に電子メールで必要なお連絡をさせていただきます。必ず受信可能なメールアドレスを登録してください。 ② 申込後、QRコード、店頭チラシや実績報告に必要な書類一式をお届けします。必ずご確認いただき、事業終了後まで大切に保管してください。

7. 補助金申請について

(19) 補助額	クーポン使用により発生した値引額の全額
(20) 補助申請	補助金の交付には、事業終了後に実績報告及び交付請求を行っていただく必要があります。便利な電子申請をご利用ください。 【提出書類】 ①電子クーポン補助金交付申請書実績報告書、②事業実績書
(21) 補助申請期限	役場からのクーポン集計結果通知後 14 日以内に申請をしてください。
(22) 補助額交付まで	補助金申請受付後より約 14 営業日前後掛かります。 交付確定後、請求書を直接商工会に持参してお支払いとなります。

8. 電子クーポン事業の流れ

順番	内容	時期	方法	提出物
①	【事業者⇒商工会】 参加申し込み	9月25日 ～10月17日	電子申請 持参 郵送不可	参加申込書
②	【事業者⇒役場】 クーポン用写真の提出	参加申請後 速やかに	電子申請 メール	クーポン用写真データ
③	【商工会⇒事業者】 店舗用チラシ、ポスター、のぼり旗の配付。 店舗用クーポン QR コードの配付。	クーポン 開始前日まで	訪問	
④	【事業者】 各店舗でクーポン値引の実施。 期間中は商工会がサポート。	① 12月3日(水)～ 12月23日(火)		
⑤	【役場⇒事業者】 期間中に店舗で使用されたクーポンの集計表 を通知	値引き期間 終了後	メール または ファクス	
⑥	【事業者⇒役場】 実績報告と補助金(値引額)の申請	集計表受取後 14日以内	電子申請 メール 持参	申請・実績報告書 事業実績書
⑦	【役場⇒事業者】 補助金交付決定通知書兼交付確定通知 補助金請求書	申請書受理後 速やかに	郵送	
⑧	【事業者⇒商工会】 商工会へ請求書を持参し、商工会から補助金 の支払い	交付確定後 1月13日 ～1月23日 (予定)		補助金請求書

9. Q&A

	質問	答え
1	参加にあたって店舗で新たな機器等の導入は必要ですか	お客様が持っているスマートフォンを使うクーポンです。 お店側で機器等を導入する必要はありません。
2	値引の手続きは、どう対応しますか？	電子クーポンとお店のレジは連動しません。事業者様ご自身でレジにて値引対応をしていただきます。お客様のクーポンが「使用済み」になったことを確認したら、お会計から値引額を差し引いて対応してください。
3	スマートフォンに慣れておらず、やれるか不安です。	商工会職員が訪問して、サポートします。
4	他の値引と併用できますか？	町の電子クーポンは併用可能ですが、他の値引適用後の金額を川根本町電子クーポンの対象としてください。

5	一人の方がスマホを 2 台持っている場合の値引はどうなりますか？	クーポンは一人1台のみ有効です。 一人が複数のスマートフォンをお持ちの場合でも、使用できるクーポンは1回のみになります。
6	1 つの商品を複数の人が購入する場合はどうしますか？	割り勘を認めるため、来店人数分の値引が可能になります。一人当たりの会計金額が条件額を超えているかご注意ください。
7	券売機の場合はどうしますか？	値引後の会計を基本としていますが、券売機など難しい場合は、値引分の金額をキャッシュバックしても構いません。
8	値引後の支払いは現金支払いのみですか？	支払い方法に指定はありません。会計については電子決済、クレジットカード商品券など各店舗で可能な決済方法で対応してください。
9	お客様から使い方の問い合わせがあったらどうしたらいいですか？	電子クーポンの使い方説明のチラシを各店舗に配付しますので、お客様に渡してください。 可能であれば、店舗で説明をお願いします。
10	忙しくて対応が難しい時は、期間中であってもクーポン値引をやめていいですか？	やめることはできません。 参加申請した期間は、責任をもって対応してください。
11	クーポンが使えないスマートフォン機種はありますか？	一部の機種や設定によりクーポンが利用できない場合があります。故障している機器やいわゆるガラケーにも対応していません。※シニア向け機種で使えない場合、前は OS の更新と LINE アプリの更新をするようお願いしましたが、加えて、ブラウザのアプリを更新すると解決することが分かりました。
12	使われたクーポンの件数はどうやって分かりますか？	店舗で使われたクーポン件数は、システムに使われた日時が記録され集計しています。集計結果を役場から通知しますので、通知を元に実績報告をしてください。
13	使われたクーポン件数について、役場の集計結果と店舗での把握に相違があった場合はどうしますか？	基本的にはシステム上で集計されているクーポン件数で補助金を支払いますが、疑義が生じた場合は、役場側の集計記録と事業者様の帳簿などを照合し協議させていただきます。
14	1,500 万円予算におけるキャンペーン終了について	期間中であってもキャンペーンを終了しますが、1 日の途中で突然終了することはありません。
15	キャンペーン終了の周知方法は？	町公式 LINE と町ホームページでお知らせします。混乱しないよう、できる限り早めに周知をします。
16	予算がなくなって早期終了した場合、値引が受けられると思ってきたお客に対してどうするか？店が値引額を補償しますか？	お客様には、あらかじめ早期終了することがあることを役場から十分に広報します。終了する場合はできる限り前もってみなさんにお知らせします。申し訳ございませんが、事業者の皆様からもお客様に早期終了することがあることを説明してください。また、事業者が値引額を補償する必要はありません。
17	便乗値上げなどないよう、役場でチェックができますか？	可能な限りチェックをしますが、便乗値上げなどは絶対にやめてください。

18	会計せずに事業者自らが QR コードを使えば不正ができるのではないですか？	故意の場合は補助金不正受給です。厳しく対処します。事業自体の根幹を揺るがす行為ですので絶対にやめてください。
19	誤って電子クーポンを使った場合はどうしますか？	取り消しますので役場までご連絡ください。
20	商品配達時での電子クーポン利用は可能ですか？	高齢者への利便性を重視し、配達先が町内の場合は、電子クーポンの利用を可能とします。 ただし、配達先が町内で、かつ配達先での対面決済に限ります。
21	イベントでの電子クーポン利用は可能ですか？	町内でのイベントのみ可能です。イベント会場が町内で会場での対面決済に限ります。また、電波状況が悪いと電子クーポンは使えませんのでご注意ください。
22	店舗で使われたクーポンの確認方法はありますか？	店舗で使われたクーポン数(総数のみ)の確認ができる確認用の QR コードを各店に配付します
23	売掛は値引対象になりますか？	対象外です。売掛・掛け売り(サービス・商品を提供した際に、その場で支払いを済まらずに後日代金を支払うこと)は、値引クーポンの対象ではありません。
24	業者同士(B to B)の取引は対象になりますか？	対象外です。業者同士(B to B)の取引は対象になりません。
25	事前決済(来店前に支払いを完了させている決済)は対象ですか？	対象外です。事前決済(来店前に支払いを完了させている決済)は値引クーポンの対象ではありません。キャッシュバック等しないでください。
26	システム上、値引後のクレジットカード払いができない場合はどうしますか？	お客様の利便性を優先し、値引額をキャッシュバックしても構いません。
27	育児用品購入券は支払いに使えますか？	使えます。
28	町ゴミ袋は対象になりますか？	対象外です。ごみ処理手数料に相当する物であるため。
29	薬は値引対象ですか？	処方箋は対象になりません。その他の薬剤については、ご確認をお願いします。
30	店舗メールアドレスは何のために報告しますか？	役場からの連絡用です。sangyou@town.kawanehon.lg.jp からの受信可能なメールにしてください。なお、お客様には開示しません。
31	QR コードはいくつ配付されますか？	最低 2 つ最大 4 つ配付します。十分な管理をお願いします。
32	実績報告はメール提出でもいいですか？	メール提出で構いません。 便利な電子申請をご利用ください。
33	プロパンガスの月締め料金は対象ですか？	対象外です。売掛、月払い、つけ払いは対象外です。
34	宿泊はチェックイン時にクーポンを利用していいですか？	会計時の利用をお願いします。ただし、キャンペーン期間の最終日はチェックイン時の利用でも構いません。※金額確定の場合

【問合せ先】 役場産業振興課 電話:56-2226、 商工会 電話:56-0231

川根本町電子クーポン補助金事業参加申込書

記入例

川根本町長

令和 7 年 11 月 4 日

川根本町電子クーポン補助金事業に参加するため、次のとおり申し込みます。

1 申請者

(1) 所在地	川根本町上長尾 627
(2) 名称	川根本商会
(3) 代表者氏名	川根 本太郎

種別	☐ 法人 ☒ 個人事業主		
法人の場合は下の欄も御記入ください。(個人事業主は記入不要)			
資本金 (又は出資金)	円	常時使用する 従業員の数	人

2 参加店舗情報

(1) 店舗名称	かな かわねほんしょっぷ
	川根本ショップ
(2) 店舗住所	〒428-0313 川根本町 上長尾 627
(3) 業種 ※いずれか 1 つ選択	☐ 飲食業 ☐ 宿泊業 ☐ ガソリンスタンド ☒ 小売業 ☐ その他
(4) 主な商品・サービス	日用品、婦人服、小物
(5) 店舗連絡先 ※ファクス番号とメールアドレスは役場からの連絡用で、公開しません。	電話番号：0547-56-2226
	ファクス番号：0547-56-2235
	メールアドレス（役場からのメールが受信可能なもの） sangyou@town.kawanehon.lg.jp
(6) 参加店舗 URL ※ある場合	http://aaaa.com
(7) 営業時間 及び定休日	営業時間： 10 時 00 分から 17 時 00 分まで
	定休日：毎週水曜日、第 3 日曜日

3 クーポン内容

(1) 参加期間	☒	12月3日（水）～12月23日（火）
(2) 一般クーポン ※いずれか1つ選択	☐	税込み3,000円以上会計で900円値引き
	☐	税込み2,000円以上会計で600円値引き
	☒	税込み1,000円以上会計で300円値引き
(3) 温泉クーポン ※温泉施設の場合	☐	税込み300円以上会計で300円値引き
(4) のぼり旗の希望 現在事業所に、のぼり旗がある場合は、不要にチェックをしてください	☐ 必要	☒ 不要
(5) クーポン画像 ※分からない、難しい場合は商工会へ依頼してください。	別途、店舗又は商品の画像データを1つ、以下のメールアドレスまで提出してください。 【提出先】 sangyou@town.kawanehon.lg.jp ※難しい場合は商工会へ依頼してください。 ※前回参加店舗で、前回画像と同じ場合は提出不要です。	

4 誓約事項

誓約事項	☒	事業の内容について十分理解をした。
	☒	参加店舗はクーポン終了後も継続して営業予定である。
	☒	商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドなど換金性の高いもの、たばこ・宝くじ・株式・不動産・公共料金、オンライン販売など対面での割引ができない販売、予約販売など前もってする支払い、町指定ごみ袋等を値引の対象としない。
	☒	値引対象商品を一部の限られた商品にしない。
	☒	クーポン期間中のみの値上げを実施しない。
	☒	町が必要と判断した場合には店舗立入調査及び資料提出の要請に協力する。
	☒	誓約事項が遵守されなかった場合は補助金を返還することを了承する。

【申込期間】 令和7年9月25日（木曜日）～10月17日（金曜日）17時まで

【提出先】 商工会本所（高郷）または商工会本川根支所（千頭駅前）へ提出。

【問合せ先】 産業振興課 電話：0547-56-2226、 商工会 電話：0547-56-0231

【便利な電子申請をご利用ください。】



参加申し込み用フォーム
<https://logoform.jp/f/dPrOT>



クーポン画像提出用フォーム
<https://logoform.jp/f/CchOp>